



(仮称) 第4次鎌倉市総合計画 策定方針（案）について

令和6年（2024年）4月2日
第2回鎌倉市総合計画審議会



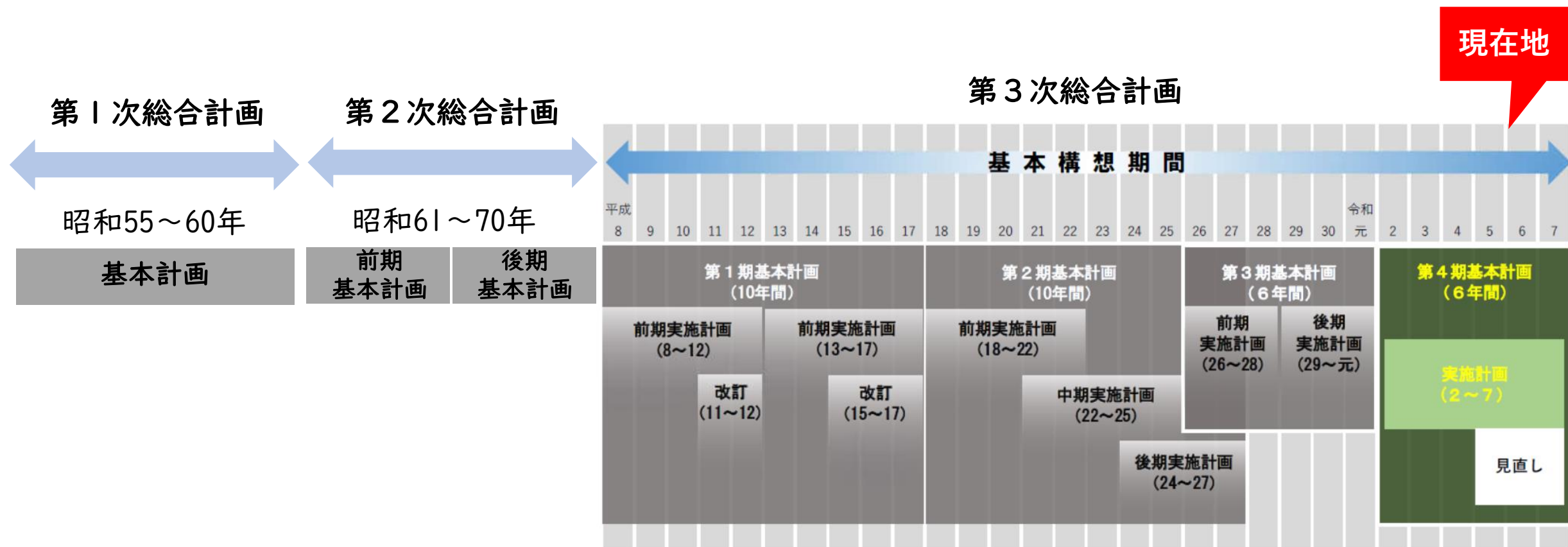
I (仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針の位置づけ

(仮称) 第4次鎌倉市総合計画策定方針（以下「策定方針」という。）は、新たな総合計画を策定するための「ガイドライン」です。

策定方針に示す内容を、委員間の共通認識事項として共有することで、今後の検討が効果的・効率的に進むものと考えています。

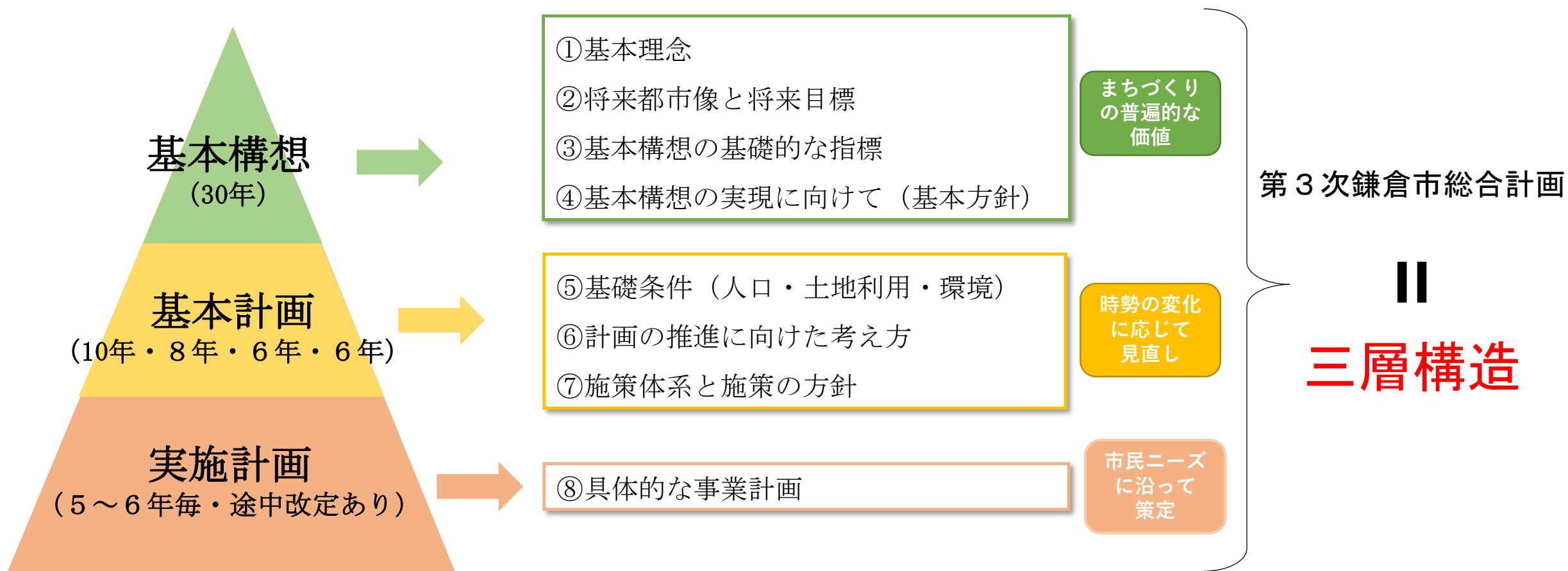


Ⅱ 鎌倉市の総合計画の変遷



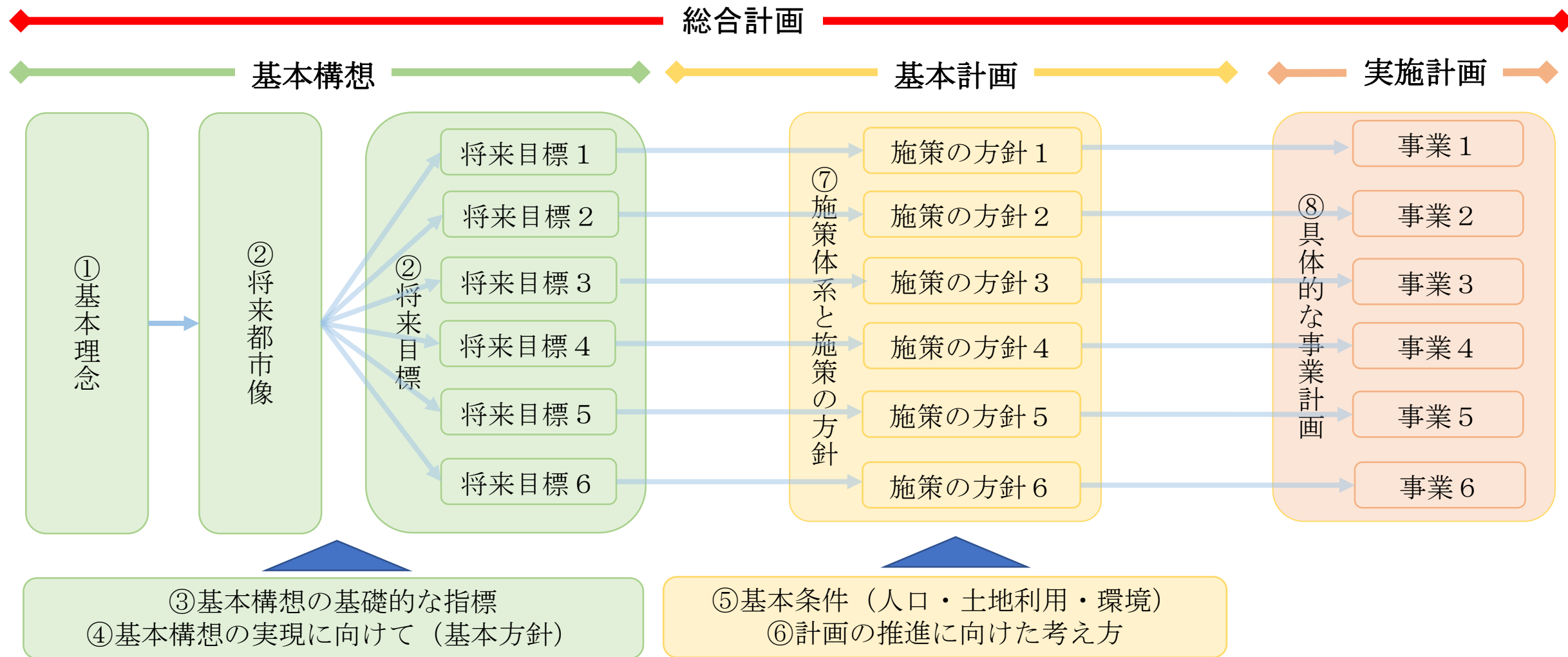


Ⅲ 第3次鎌倉市総合計画（Ⅰ）





Ⅲ 第3次鎌倉市総合計画（2）





IV 新総合計画策定の前提

基本構想
(○年)

基本計画
(○年)

実施計画
(○年)

鎌倉市総合計画条例第2条

「総合計画（は、） 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。」



【策定方針「2 新総合計画策定の前提」】

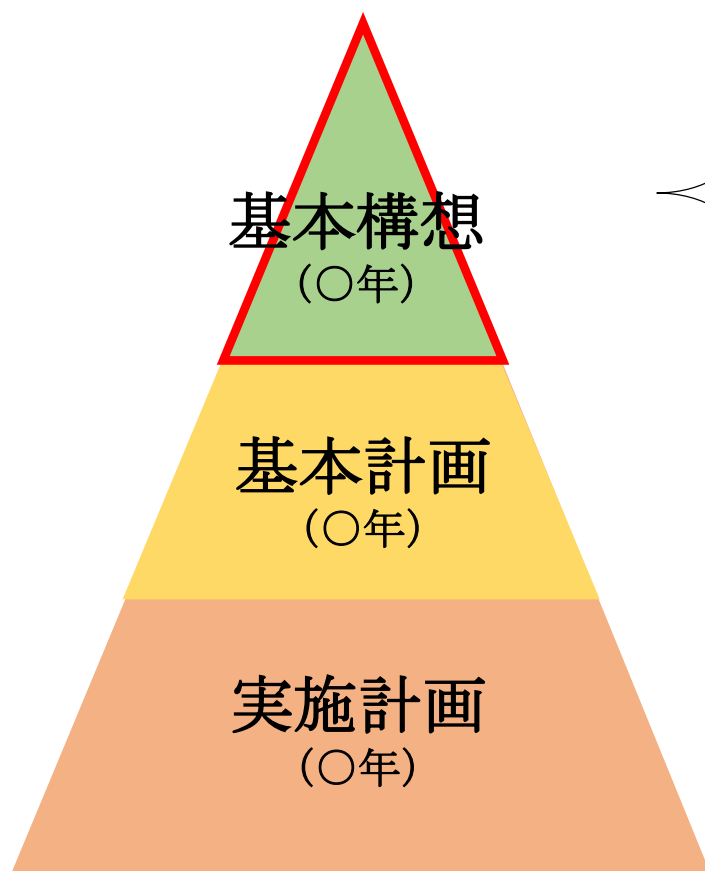
「鎌倉市総合計画条例の規定に基づき、新総合計画を策定します。」



（仮称）第4次総合計画も、基本構想、基本計画及び実施計画※の三層で構成します。（※計画書としてまとめるかは今後検討）



V 基本構想



【策定方針「3-(1)-ア 基本理念」(資料4-P.1)

- ・ 平和都市宣言・鎌倉市民憲章の普遍的な考えを基調とし、**第3次総合計画の基本理念を踏襲する。**

【策定方針「3-(1)-イ 将来都市像」(資料4-P.1)

- ・ 市民憲章の前文に込められた想いを具体化するため、**第3次総合計画の将来都市像を引き継ぐ。**

【策定方針「3-(1)-ウ 将来目標」(資料4-P.2~4)

- ・ 市民憲章本文に掲げられた内容を具体的に描き、**計画期間や基本計画とのつながりに配慮した見直しを行う。**

【策定方針「3-(1)-エ 期間」

- ・ 市長任期との整合を図るため、**5年間又は9年間に見直す。**



V 基本構想 ～基本理念とは（第3次総合計画第4期基本計画から抜粋）～

わたしたちは、わたしたちのまち鎌倉のもつ資源を生かし、だれもがひとりの人間として尊重され、国際社会の一員としての自覚をもち、ゆとりとうるおいのある生活が送れるよう、これまで市民の手でつくりあげてきた「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調にしながら、21世紀の新たな時代を切りひらく、市民が主役のまちづくりを進めるため、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

1 市民自治の確立

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします。

2 人間性豊かな地域づくり

すべての市民が、ともに生き、心のかよいあう、安心して暮らせる、人間性豊かな地域づくりを進めます。

3 環境共生都市の創造

人と自然が共生し、災害に強い安全なまちづくりをめざす環境共生都市を創造します



V 基本構想 ～将来都市像とは（第3次総合計画第4期基本計画から抜粋）～

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史をもち、とくに鎌倉幕府が開かれて以来 800 有余年に及ぶ時代を経た、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして歩んできました。

わたしたちは、これら先人が築いてきたかけがえのない資産を守り育て、後世に引き継ぐとともに、これからも鎌倉がふれあいにみちた、人が主役の、魅力あるまちになるよう、まちづくりを進めていかななくてはなりません。そして、わたしたち市民が鎌倉に住むことに喜びと誇りを感じるだけでなく、訪れる人も、来てよかった、住んでみたいと感じるまちにしたいと思います。

鎌倉のあるべき将来都市像は、豊かな歴史的遺産と自然環境、とくに、残された緑の保全に努めることを基調に、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。



V 基本構想 ～将来目標とは（第3次総合計画第4期基本計画から抜粋）～

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にす

- (1) 平和を希求するまちをめざします
- (2) 人権を尊重し、だれもが社会参画できるまちをめざします
- (3) 世界に開かれたまちをめざします

2 歴史を継承し、文化を創造するまち

- (1) 歴史環境を保全します
- (2) 新たな文化を創造・発信します

3 都市環境を保全・創造するまち

- (1) みどりの保全・創造・活用を図ります
- (2) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします
- (3) 省資源・循環型社会をめざします

4 健やかで心豊かに暮らせるまち

- (1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします
- (2) 子育てしやすいまちをめざします
- (3) 豊かな心をもった人間を育てます

(4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

(5) 豊かな生涯学習社会の創造をめざします

(6) 気軽にスポーツを楽しめるまちにします

5 安全で快適な生活が送れるまち

(1) 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします

(2) 市街地の整備を進めます

(3) 総合的な交通体系をつくりだします

(4) 安全な道路の整備を進めます

(5) 快適な住環境をつくりだします

(6) 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます

6 活力ある暮らしやすいまち

(1) 産業の振興により活力あるまちをめざします

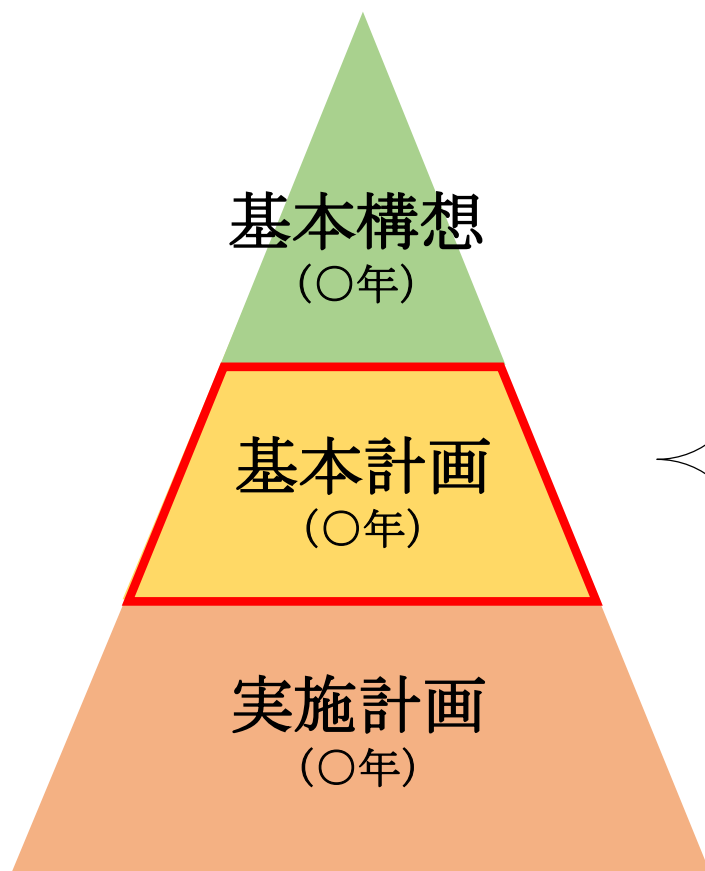
(2) 快適で魅力ある観光をめざします

(3) 勤労者の福祉を充実します

(4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします



VI 基本計画（Ⅰ）



【策定方針「3-(2)-ア-(ア) 人口】（資料4-P.5~7）

- ・的確な人口動向分析を行い、目標人口及び人口構成を設定し、**目標の具体化に向けた基本方針を定める。**

【策定方針「3-(2)-ア-(イ) 空間づくり】（資料4-P.7~9）

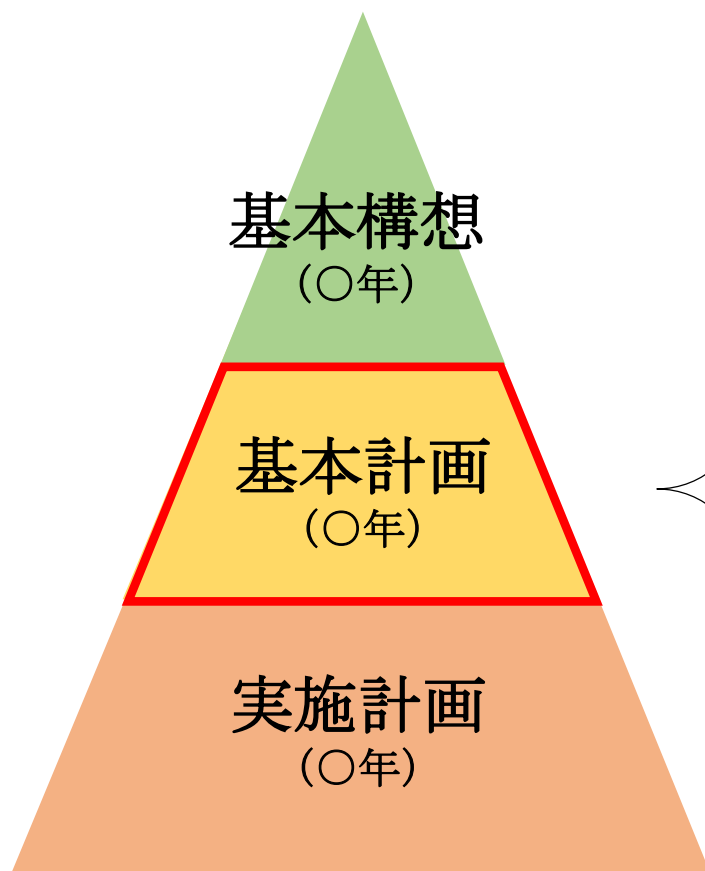
- ・地域の活力低下が懸念される一方、深沢地域の都市基盤整備により、都市機能強化と交流の活性化を図るため、**空間づくりの基本方針を定める。**

【策定方針「3-(2)-ア-(ウ) 地域（まち）づくり】（資料4-P.9）

- ・今後行政のみによる都市経営が困難となるため、市民協働や共生共創の取組を発展させる「**地域（まち）づくり**」の**基本方針を定める。**



VI 基本計画（2）



【策定方針「3-(2)-イ 政策・施策形成に当たって配慮する事項」
(資料4-P.10~13)

- ・基本構想の実現に向けた政策・施策を定める上で、
 - (ア) 行政サービスの最適化
 - (イ) SDGsの達成
 - (ウ) 中間アウトカム・直接アウトカム
 - (エ) 政策・施策の連携
 - (オ) 個別計画との整合

に配慮し、根拠に基づいた政策の立案（EBPM※）を図る。

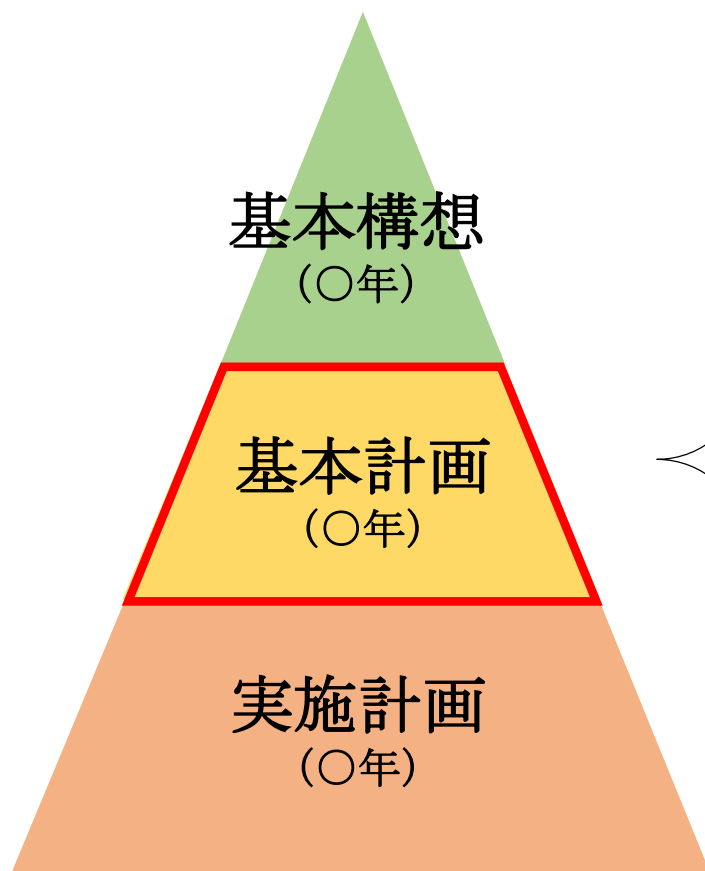
※ Evidence Based Policy Making

【策定方針「3-(2)-ウ リーディングプロジェクトの設定」

- ・基本計画の期間中、特に注力する取組をリーディングプロジェクトに位置付け、目標と取組内容を明確にする。



VI 基本計画（3）



【策定方針「3-(2)-エ 推進体制の整理」】（資料4-P.14~19）

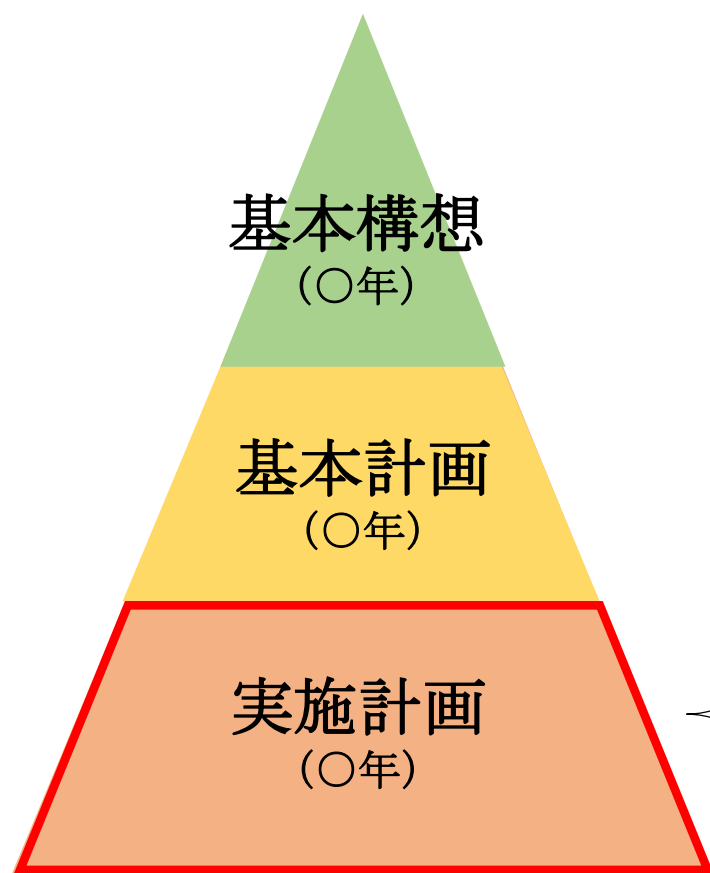
- ・組織運営、人材育成及び広域連携等の現状と課題、目標及び取組等を明確にするとともに、**計画の策定体制を引き継ぐ推進体制の構築を目指す。**

【策定方針「3-(2)-オ 期間」】

- ・基本構想を5年間とする場合、基本計画も**同期間（令和8年度～令和12年度）とする。**
- ・基本構想を9年間とする場合、基本計画を**前期5年間・後期4年間に分割する。**



VII 実施計画



【策定方針「3-(3) 実施計画」】

- ・ 将来都市像を実現するための事業は、**財政推計※1**を考慮しながら**年度ごとの予算編成※2**の過程で柔軟に決定することとし、総合計画の期間内に実施すべき事業の概要を整理し、予算書や個別計画で具体的な内容を明確にする。

※1 ある一定の期間（＝計画期間）において、様々な要因を加味しながら歳入・歳出を推計した額

※2 地方自治体は、地方自治法第208条2項に基づき「各会計年度（4月1日～3月31日）における歳出は、その歳入をもってこれに充てなければならない（会計年度独立の原則）」とされている。なお、例外として「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」などがある。



Ⅷ 策定に関する事項（Ⅰ）

【策定方針「3-(4) その他新総合計画の策定に当たって配慮する事項】

ア 進行管理手法

市が自ら実施する「事務事業評価」や「施策進行内部評価」、鎌倉市民評価委員会による「施策進行外部評価」、を踏まえ、PDCAマネジメントサイクルやOODAループなどを参考とした**進行管理手法**を構築する。

イ 個別計画と指標

各課が策定している個別計画の整理・統合を図るとともに、**総合計画と個別計画による一体的な指標体系**を構築する。

ウ 計画の見直し

市政を取り巻く環境の変化を把握し、**計画期間中においても適宜取組等の見直し**を行う。



VIII 策定に関する事項（2）

【策定方針「4 策定体制」】

(1) 市民参画

- ・ デジタル技術の活用等による**多くの市民が計画策定に参加できる仕組み**（「こどもまんなか宣言」を踏まえ、特に子どもたちが関われる場面）や市民対話、市民意識調査を取り入れる。

(2) 鎌倉市総合計画審議会への諮問

- ・ 条例に基づき「**鎌倉市総合計画審議会**」を設置し、市長の諮問に応じて**必要な調査・審議を行う。**

(3) 鎌倉市総合計画専門委員からの助言

- ・ 「**鎌倉市総合計画専門委員**」を選任し、専門的見地から**調査・研究等に対する指導・助言を受ける。**

(4) 庁内体制

- ・ 「**鎌倉市総合計画策定委員会**（副市長・部局長により構成）」を設置し、**計画策定に向けた審議を行う。**

(5) 情報発信

- ・ 市ホームページやSNS、広報かまくら等を通じて、**策定過程や計画素案等を広く周知する。**